
企業会計基準委員会の活動状況 国際対応の状況

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 53 回企業会計基準諮問会議（2025 年 3 月 3 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、国際対応の状況について報告する。

II. 国際対応の状況**のれんに関する IASB 及び FASB の審議の状況****（IASB における検討状況）**

2. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 3 月 15 日に、企業結合について合理的なコストでより有用な情報を財務諸表利用者に提供することを目的に公開草案「企業結合 ― 開示、のれん及び減損（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案）」を公表した。
3. 企業会計基準委員会では、2024 年 7 月 12 日にコメント・レターを提出した。コメント・レターでは主に、のれんの償却の再導入が提案されなかったことを残念に思う意見を伝えるとともに、企業結合の業績に関する情報の開示について財務諸表外で開示することが相応しいと考えること、また、シナジーに関する定量的情報の開示に対する懸念が聞かれていることをコメントしている。
4. 財務諸表利用者の多くが同意している一方、財務諸表作成者の大多数は財務諸表に当該情報を記載することに引き続き同意していない。2024 年 10 月以降の IASB ボード会議で寄せられたフィードバックの整理が行われ、それを受けて 2024 年 12 月の IASB ボード会議では今後の計画についての議論が行われた。プロジェクトの目的及び範囲から議論を始め、本年及び 2026 年にわたって議論を進めることが計画されている。
5. この計画を踏まえて、まず、2025 年 2 月のボード会議でプロジェクトの目的及び範囲が議論され、今後、のれんの償却の再導入について検討対象に含めないことが暫定決定されている。
6. また、業績及び期待されるシナジーに関する情報の提案については、財務諸表利用者の多くが提案に同意している一方、財務諸表作成者の大多数は財務諸表に当該情報を記載することに同意していないフィードバックが寄せられたが、2025 年 3 月の IASB ボード会議から議論が開始されており、フィードバックへの対応について概念上及び実務上の観点で議論が進められている。

(FASB における検討状況)

7. 米国財務会計基準審議会 (FASB) は 2022 年 6 月 15 日のボード会議で、当該プロジェクトについてテクニカルアジェンダから除く暫定決定を行った以降、ボード会議でのれんについての議論は行われていない。

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性に関する IASB の審議の状況

8. IASB は、2023 年 9 月の IASB ボード会議において、財務諸表における気候関連リスクに関するプロジェクトの目的を一般化して、財務諸表における気候に関連する不確実性に加えてその他の不確実性の影響に関する財務情報の報告をカバーすることを決定するとともに、IFRS 会計基準の要求事項を気候関連及びその他の不確実性の影響の報告に適用する方法を例示するための設例を作成すべきかどうかの検討等の今後取り得るアクションについて決定した。
9. 2024 年 7 月に IASB は、企業が財務諸表において気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するために、IFRS 会計基準をどのように適用するのかを例示する設例を提案する公開草案を公表した。企業会計基準委員会は、2024 年 11 月 21 日に公開草案に対するコメント・レターを提出し、公開草案における設例の中には現行の実務とは異なる解釈が示されていると考えられること等を理由に、IFRS 会計基準に付属する設例とすることは適切ではないとしている。さらに、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示との関係に関連して、このプロジェクトに限らず、財務諸表利用者が有用と考えるいかなる情報も財務諸表に含めるべきであるとの結論に至る IASB の方向性には同意しないことをコメントしている。
10. IASB は、公開草案に対するフィードバックへの対応方針と設例 1 及び設例 2 を含む設例の修正案について議論し、5 月 28 日に開催された臨時 ASAF 会議ではメンバーの見解が求められた。本会議において、企業会計基準委員会は、IASB が強制力のない設例を追加することを通じて実務を変更するのは妥当ではなく、また強制力のない設例によって IFRS 会計基準の新たな解釈や特定の解釈を示すのも適切ではないと考えている旨をコメントした。さらに、IASB が、提案する設例を各 IFRS 会計基準に付属する設例に含めるほかに別途単一の文書の中で設例を示すのであれば IFRS 会計基準に付属する設例に含める必要はない旨に加えて、単一の文書が多く財務諸表利用者に読まれその内容が周知されるように財務諸表利用者とコミュニケーションを図る必要がある旨をコメントした。
11. 今後、2025 年 6 月の IASB ボード会議において、公開草案の設例のうち 1 つを除く 7 つの設例について変更を行ったうえで IFRS 会計基準に付属する設例として公表することなどを暫定的に決定した。また、これらの設例を再公開せずに公表することを決定した。IASB は、これらの設例を 2025 年 10 月に公表する予定である。

資本の特徴を有する金融商品

12. IASB は、2023 年 11 月に、企業が金融負債と資本の分類を行うにあたり適用上の課題に対応すること及び金融負債及び資本性金融商品に関する情報の改善を図ることを目的に、公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」を公表した。
13. 企業会計基準委員会は、2024 年 3 月 29 日に公開草案に対するコメント・レターを提出している。提出したコメント・レターでは、分類の際に契約上の権利及び義務のみを考慮している IAS 第 32 号「金融商品：表示」の要求事項について、長期的には法律又は規則の影響を踏まえて分類を行うように見直しを検討すべきであること、及び提案されている開示の要求事項は、資金調達方法によっては過大な開示負担をもたらす可能性があるため負担軽減の策を検討すべきことをコメントしている。
14. 前回の企業会計基準諮問会議以降、表示及び開示に関する提案の検討が行われており、関係者に対するアウトリーチが行われている。ASAF 会議もその一環としてメンバーの意見が求められた。企業会計基準委員会からは、利害関係者のコストに対する懸念について、作成者のコストを削減するために開示要求事項を変更する提案を検討していることを評価すること、また、当該提案により、どの程度コストが削減されるのか、また開示される粒度について比較可能性があるのかを明確にすべきことなどをコメントしている。

持分法

15. IASB は、2024 年 9 月 19 日に、関連会社及び共同支配企業に対する投資の会計処理である持分法に関する適用上の疑問に対応するために、公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」を公表した。公開草案では、主に重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動、損失に対する投資者の持分の認識及び関連会社との取引から生じた利得及び損失等についての修正案が提案されている（コメント期限：2025 年 1 月 20 日）。
16. 企業会計基準委員会は、2025 年 1 月 17 日にコメント・レターを提出し、我が国における持分法の重要性が高いことや投資者に関連のない第三者に対する投資とは異なる別個の投資カテゴリーであること、持分法は単純な一行連結又は測定基礎ではなく、2つの考え方のハイブリッドであり、特定の例外を除いて一行連結の側面と整合的であるべきという考え方を踏まえ、現時点で一行連結と整合的である IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の既存の要求事項を修正する公開草案の提案には反対するとコメントしている。とりわけ、関連会社との取引について、投資者が関連会社とのすべてのアップストリーム及びダウンストリーム取引から生じた利得及び損失の全額を認識する提案については、強く反対するとコメントしている。
17. 2025 年 3 月の ASAF 会議では、公開草案に対して寄せられたコメントの概要及び IASB スタッフの予備的な提案の概要が説明され、プロジェクトの目的及びアプローチに関する

IASB スタッフの予備的な提案に対するコメント並びに追加の分析が必要な論点に関する IASB スタッフの予備的な提案に同意するかが求められた。企業会計基準委員会は、プロジェクトの全体的な方向性に非常に大きな懸念があることを表明し、公開草案の提案の一部に反対しているコメント提出者もいる中で、ほとんどが賛成意見であるとするアジェンダ・ペーパーのまとめ方に偏りがあるように見える点、我々の法域の利害関係者の意見が検討されていないことに懸念がある点をコメントした。また、持分法に対する多様な見解があることに関連して、公開草案の提案は、どの当事者にとっても満足 of いく改善にならないことを非常に懸念していることを表明した。さらに関連会社との取引について前項のとおり非常に重大な懸念があり、少なくとも企業がこれまでの会計処理を継続できるように IASB が再検討することを求めた。

18. IASB は、2025 年 5 月の IASB ボード会議においてコメント・レター及びアウトリーチ活動からのフィードバックの要約について議論を行った。今後、プロジェクトの計画を検討する予定としている。

引当金

19. IASB は、2024 年 11 月 12 日に公開草案「引当金—的を絞った改善 (IAS 第 37 号の修正)」を公表し、次の 3 つの側面について改正を提案している (コメント期限 : 2025 年 3 月 12 日)。
- (1) 負債の定義及び当該定義を適用する認識基準を 2018 年公表の「財務報告に関する概念フレームワーク」に合わせること
 - (2) 引当金の測定についての要求事項の 2 つの側面を定めること
 - ① 企業が現在の義務を決済するために必要となる将来の支出を見積るにあたって含めるコスト
 - ② 企業が将来の支出を現在価値に割り引くために用いる率 (具体的には、不履行リスクを割引率に反映すべきかどうか)
20. 企業会計基準委員会は、2025 年 3 月 31 日に公開草案に対するコメント・レターを提出している。提出したコメント・レターでは、過去の事象という条件を充足する行動の識別に関して、企業が複数の別個の行動を取る場合にのみ経済的資源を移転する義務を有する状況の提案についてコメントしている。公開草案には、この場合の別個の行動を識別するための概念や原則がほとんどないことから、具体的な状況での判断が難しいものとなる可能性があるため、公開草案の提案についてはさらなる改善が必要と考えられるとコメントしている。

21. また、移転という条件における移転と交換の区別について、経済的資源の交換と移転の区分が難しい場合もあると考えられるため、移転という条件の対象となる単位や項目を明確にすべきであるとコメントしている。
22. 2025 年 6 月の IASB ボード会議では寄せられたフィードバックについて議論が行われた。全体として、多数の関係者から提案に同意するフィードバックが寄せられたとされているが、現在の義務という認識規準の提案について、欧州を中心とする少数の回答者から、適用の困難さや違和感のある結果が生じる可能性があるとして大きな懸念が寄せられたとされている。

キャッシュ・フロー計算書

23. IASB は、2022 年 4 月の IASB ボード会議において、第 3 次アジェンダ協議のフィードバックを受けた分析に基づいて「キャッシュ・フロー計算書及び関連事項」に関するプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加することについて決定し、2024 年 9 月からリサーチ・プロジェクトを開始した。
24. 2025 年 3 月の ASAF 会議において、プロジェクトの初期的リサーチでの発見事項及び調査結果を踏まえたプロジェクトの初期分析と次のステップについて示され、これらに対する意見が求められた。企業会計基準委員会は、検討すべきトピックが多数ある中で改善できる部分は早期に改善し、まとめてすべてを完了させる必要はないとコメントしている。

無形資産

25. IASB は第 3 次アジェンダ協議で優先度が高いとされた無形資産についてこれまでリサーチ・パイプラインに入れていたが、2024 年 4 月からリサーチ・プロジェクトとして作業計画に追加し、プロジェクトを開始した。
26. 2025 年 3 月の ASAF 会議において 2024 年 4 月からこれまでの調査及びアウトリーチの状況が共有され、プロジェクトの今後の方向性についての意見が求められた。企業会計基準委員会は、物理的実体の有無に焦点を当てた IAS 第 38 号「無形資産」(以下「IAS 第 38 号」という。)の定義が時代遅れになっていることを指摘し、売買目的で保有する無形資産の会計処理や無形資産の定義の現代化に関するプロジェクトを行うことについては支持することを表明した。一方で、IASB が開示の改善を試みるのであれば、まず、注記を含めた財務諸表に何を含め、何を含めるべきではないかに関する財務諸表の境界線について明らかにすべきであることを指摘した。
27. IASB は、2025 年 5 月の IASB ボード会議において、プロジェクトの目的が、無形項目に関して提供する情報の有用性を改善すること、及び特に新種の無形項目及び無形項目の新しい使用方法への適合性を高めるように IAS 第 38 号を更新することを決定した。ま

た、財務諸表における認識済み及び未認識の無形資産及びそれらに関連する支出に関する情報に対する利用者のニーズを評価すること、並びに無形資産の定義、関連するガイダンス及び認識規準のいくつかの側面を更新すべきかどうかステップを踏んで検討することを決定した。

適用後レビューに関する IASB の審議の状況

(IFRS 第 16 号)

28. IASB は、2023 年 12 月のボード会議において、IFRS 第 16 号「リース」(以下「IFRS 第 16 号」という。)の適用後レビュー (PIR) を開始することを決定した。また、IASB が焦点を当てて情報要請するトピックを決定するために 2024 年 6 月から 2025 年 3 月にかけてアウトリーチが行われた。
29. 2025 年 3 月の IASB ボード会議において、IASB は 2024 年 6 月以降行われたアウトリーチの結果の概要及び IASB が焦点を当てて情報要請するトピックについて審議を行った。審議の結果、IFRS 第 16 号の各トピックに焦点を当てるのではなく、借手の会計モデルについて財務諸表利用者の便益及び財務諸表作成者のコストが予想と著しく異ならないかに焦点を当てて、一般的かつ包括的な質問により情報要請を行う (パッケージ・アプローチ) ことが暫定決定された。2025 年 3 月の ASAF 会議では、アウトリーチの結果の概要及び 3 月の IASB ボード会議の暫定決定について情報共有がなされた。企業会計基準委員会は、情報要請でトピックごとに具体的な質問を行った場合に質問されたすべての要求事項について再考する意思があるとの印象を与えてしまうことを IASB が懸念して一般的かつ包括的な質問を行う意向であることには同意できないこと、我が国の経験からトピックごとに具体的な質問を行い寄せられた意見を分析する方が効率的かつ効果的であることをコメントしている。
30. IASB は、2025 年 6 月 17 日に IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューの一環として情報要請を公表した (コメント期限: 2025 年 10 月 15 日)。本情報要請では、主に次の 6 つについて情報要請がなされている。
- (1) IFRS 第 16 号の全体的評価
 - (2) 借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性
 - (3) 借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性
 - (4) 借手による測定 of 要求事項の適用のための継続的成本
 - (5) 将来の経過措置の改善の可能性
 - (6) IFRS 第 16 号の影響の評価に関連性のあるその他の事項

動的リスク管理

31. IASB は、資産及び負債の内訳が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法（動的リスク管理（以下「DRM」という。））に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、DRM の会計処理について検討を行うプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。
32. 本プロジェクトは 2022 年に基準設定プログラムに加えられ、DRM モデルの開発の一部としてさらに検討すべきトピックについて審議が継続して行われている。IASB は 2025 年第 4 四半期に公開草案を公表することを予定している。

IFRS 財団公開草案「IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」

33. IFRS 財団評議員会は、2024 年 12 月に、主に 2021 年に設立された国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）に関連するデュー・プロセスに関する記述の追加並びに現行のデュー・プロセス・ハンドブックの内容の拡充及び明確化を提案する、公開草案「IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」を公表した。
34. 企業会計基準委員会は、サステナビリティ基準委員会と連名で 2025 年 3 月 28 日に公開草案に対するコメント・レターを提出した。提出したコメント・レターでは、適用後レビュー（PIR）について、デュー・プロセス・ハンドブックにおける要求事項を明確化することに加え、PIR に別途の対応を追加することを提案している。また、コネクティビティを反映するための修正案について IFRS サステナビリティ開示基準を会計基準にとらわれない（GAAP-agnostic）ものとして開発する ISSB の方針を高く評価しているとして、IFRS サステナビリティ開示基準に基づいて作成されたサステナビリティ関連財務開示が、一般に認められた会計原則又は実務（GAAP）に準拠して作成された財務諸表を補完できるほどの柔軟性を有する基準として開発されることが重要であることを明記することを提案している。

国際会議への参加等

35. 第 53 回企業会計基準諮問会議の後、以下の国際会議の参加等を行っている。

日付	会議名	会議方式
2025 年 3 月 12 日-14 日	会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）	対面会議
2025 年 3 月 24 日・25 日	ASAF 会議	対面会議
2025 年 5 月 1 日・2 日	多国間ネットワーク会議（日本、米国、カナダ、英国、ドイツ）	対面会議

2025 年 5 月 15 日・16 日	エフラグとの協議	対面会議
2025 年 5 月 28 日	ASAF 会議（臨時）	ウェブ会議
2025 年 7 月 7 日・8 日	ASAF 会議	対面会議
2025 年 7 月 10 日	イタリアの会計基準設定主体 (OIC) と の協議	対面会議

以 上